

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、下記のビジョン・ミッション・バリューに基づき、持続的な事業成長を達成することによって、企業価値の最大化を図ることを目標としております。

ビジョン

変化を先取りし、人々の感動体験を進化させ続ける

ミッション

- ・グローバルな視点から流通を俯瞰する
- ・誰よりもその先のお客さまに役立つソリューションを探索する
- ・通販/小売物流のプロフェッショナル集団を目指す
- ・最先端テクノロジーを活用する

ことにより、高付加価値を実現する、「感動創造」No.1企業を目指す

バリュー

- ・常にその先のお客さまのために考え行動し、信頼される存在となる
- ・圧倒的な提案力で荷主さまと共に成功を創る
- ・新しい目で、常に学び、自分自身を向上させ続ける
- ・すぐ・まずやってみる、そして全員でやりきる
- ・謙虚で素直な心で仕事を楽しむ

このビジョン・ミッション・バリューのもと、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示等、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築及び企業の社会的責任を果たすべく、経営環境の変化に迅速に対応し、最適な経営管理体制の選択・改善・強化の努力を行ってまいります。これらを実行することによって、その先のお客様、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーから信頼を得て、良好な関係を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2 株主総会における権利行使】

補充原則1-2

当社の株主における機関投資家や海外投資家比率が相対的に低いことから、議決権の電子行使や株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後については、株主構成の状況を踏まえて検討してまいります。

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

補充原則2-4

当社は、中核人材の登用等における多様性の確保の重要性を認識しており、女性・外国人・中途採用者など区別なく公正公平な評価のもとに人材育成と管理職登用を行うこと及び必要に応じて適材適所での人員配置とすることを基本方針としております。そのため特定の性別、人種などに対する目標値は設けておりません。中長期的な人材育成方針と社内環境整備方針については検討を進めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

補充原則3-1

当社では、自社の株主における海外投資家比率を踏まえ、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、海外投資家の比率の推移を踏まえながら、必要性に応じて適切に対応してまいります。

補充原則3-1

当社は、通販物流事業を通じて発生する廃棄物のリサイクル推進、環境に配慮した包装資材等の使用や消費電力の省力化など、環境負荷の軽減に積極的に取り組んでおります。従業員に対しては、教育制度の整備やワークライフバランスを考慮した働きやすい職場環境づくり等、健康・労働環境への配慮に努めております。また、物流センターにおける求人採用を基本的に地元採用とすることで地域経済への活性化に貢献できるものと考えております。なお、人的資本や知的財産への投資等については、補充原則4-1 に記載のとおり中期経営計画の策定・公表を行っていないことから、経営戦略とあわせてお示しできる段階にないため現時点では開示しておりません。今後検討を進めてまいります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1

当社では、当社を取り巻く事業環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主をはじめとした利害関係者の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくため、事業単年度毎の見通しを公表する方針としており、中期経営計画の策定・公表は行っておりません。

補充原則4-1

当社では、企業の継続的な成長及び中長期的な企業価値の持続的向上を図る観点から、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）は経営の重要課題と認識しており、その育成に努めるべく、経営幹部の採用を行っております。具体的な育成計画の策定・運用については、独立社外取締役からの助言も踏まえ検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2

当社は、ビジョン・ミッション・バリューに基づき、お客様、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的に役割を果たすとともに、企業価値の向上に努めることを基本方針としております。人的資本・知的財産への投資等については補充原則3-1 に記載のとおりであります。これらをはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行についての監督については、中期経営計画等とあわせて今後検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等の重要な事項については、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、代表取締役社長が案を取締役に提出し、独立社外取締役2名を含めた取締役会で決議しております。独立した指名委員会・報酬委員会は設置しておりませんが、取締役会では、全員独立社外役員である監査役3名（常勤1名、社外2名）を含め、活発に議論しており、その役割・責務を果たすための体制整備を行っております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11

当社の取締役会は、現在取締役4名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる適切な人数で構成しています。取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方と概ね一致しており、その基準については原則3-1（ ）に記載のとおりであります。なお、独立社外取締役候補者の選任理由並びに有するスキル等に関しては、株主総会招集通知にて開示しておりますが、スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせについては、今後作成を検討してまいります。

補充原則4-11

当社は、取締役会を毎月開催し、重要案件を漏れなく適時・適切に審議・報告しております。特に独立社外取締役に対しては、重要案件に関しては事前に議案の内容の個別説明を実施しております。このような事前の説明により、独立社外取締役の理解が促され、取締役会で活発な議論や十分な検討につながっており、当社の取締役会は実効的に運営されていると判断しておりますが、さらに実効性を向上させるべく、全体の実効性に関する分析・評価を行うための適切な方法及び結果の概要の開示についても検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、補充原則4-1 と同様の理由により、中期経営計画の策定・公表は行っておりません。今後、自己の資本コストを的確に把握した上で、資本政策の基本的な方針を示すとともに、分かりやすい説明を行うことを検討してまいります。

補充原則5-2

今後、経営戦略等を新たに公表する段階では、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針など、分かりやすい説明を行うことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社では、現時点で政策保有株式を保有しておらず、今後も保有の予定がないことから方針等は定めておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、毎年定期的に関連当事者取引の有無を確認しております。また、競業取引及び利益相反取引などにあたる場合は、事前に取締役会において承認を要することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、従業員の福利厚生の一環として、企業型確定拠出年金制度を導入しており、当社はアセットオーナーとして企業年金の積立等運用に関与していませんが、加入資格を有する従業員に対して、制度や資産運用に関する教育研修を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社のビジョン・ミッション・バリューについては、本報告書の「 - 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「 - 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、本報告書の「 - 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者及び監査役候補者の選任については、当社のビジョン・ミッション・バリューとの高い共感性を持つとともに、豊富な経験、高い見識、高度な専門性及び高い倫理観、優れた人格を有する者を候補者としてとし、取締役会決議にて選任しております。また、職務執行に不正又は重大な法令・規則違反等があった場合は、取締役会で解任の決議をすることとしております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の選任理由は株主総会招集通知に記載することとしております。

現任の取締役・監査役の選任理由については以下のとおりです。

【取締役】

角井亮一

2000年2月の当社設立以降、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役に選任しております。

堀池康夫

経理、財務、コーポレート・ガバナンス等を中心に経営管理全般の職務経験と知見を有しております。それらの豊富な経験と知識を当社経営に活かし、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役役に選任しております。

秋元征紘

グローバル企業の経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2017年6月から社外取締役として当社の経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、当社の経営全般の監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役に選任しております。

奥谷孝司

大手グローバル流通チェーンの商品開発・マーケティング部門において、また、上場会社の専門役員チーフ・オムニチャネル・オフィサーとして、豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2021年6月から社外取締役として当社の経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役に選任しております。

【監査役】

小野田博文

長年に渡り、物流会社の監査役として培われた専門知識・経験等を有しており、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。

芹沢俊太郎

公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。

黒川久幸

物流の専門知識・経験等を有しており、高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1

当社では、取締役会における決定の範囲として、法令・定款に定める事項のほか、取締役会規程において取締役に付議すべき事項を明確にしております。また、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、取締役会は法令・定款及び取締役会規程に定められた事項以外の業務執行を経営陣に委任し、各経営陣は職務権限規程や稟議規程等に基づいて業務を執行しております。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

補充原則4-3

当社では、独立した指名委員会・報酬委員会を設置しておりませんが、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、独立社外取締役を含む取締役会において、資質を備えた代表取締役を選任しております。

補充原則4-3

当社では、CEOを解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。CEOが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役を含む取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。当社の独立社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たす資質を十分に備えております。

補充原則4-8

現在、当社には独立社外取締役が2名ありますが、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に問題はないものと考えており、筆頭独立社外取締役は決定しておりません。今後さらに独立社外取締役が選任された場合には経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に係る体制整備を検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法が定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言でき、かつ当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できることを重視して、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11

当社は、役員の重要な兼職について合理的な範囲にとどめており、取締役、監査役の兼任状況を株主総会招集通知及び有価証券報告書に毎年開示することとしております。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14

当社では、取締役・監査役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得や能力の向上を図ることをトレーニングの基本方針としております。各取締役及び監査役は、各人の判断で社外研修を受講しており、当社がその費用を負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の他、様々な機会を捉えて、株主との間で建設的な対話を行ってまいります。

・経営理念や経営戦略、業績等に対する理解を得るため、IR活動の充実に努めてまいります。

・対話全般については、代表取締役社長が統括し、適宜経営陣幹部と協議の上進めるものとしております。

・株主との個別面談については、IR担当部署が対応することとしております。また、株主の希望及び面談の目的等を確認した上で、必要に応じて経営陣幹部が面談を行い、合理的な範囲で適切に対応を行うこととしております。

- ・株主との建設的な対話を促進するため、IR担当部署と関連部署は意見交換や情報共有を定期的に行い、連携して対応を行うこととしております。
- ・株主との対話を通じて得た有用な意見・要望は、適宜取締役会等にフィードバックを行うこととしております。
- ・株主構造については定期的に調査を行い、その結果を踏まえ、株主に合わせた適切な方法により、コミュニケーションの充実を図ってまいります。
- ・株主との対話にあたっては、法令及び関連規則等を順守し、インサイダー情報の漏えい防止に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
プログレス株式会社	800,000	22.97
角井 亮一	428,400	12.30
光輝物流株式会社	364,000	10.45
行川 久代	204,100	5.86
和佐見 勝	163,000	4.68
auカブコム証券株式会社	138,400	3.97
イー・ロジット従業員持株会	104,800	3.00
白木 政宏	100,000	2.87
株式会社フルキャストホールディングス	90,000	2.58
五味 大輔	75,000	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

- ・「大株主の状況」は、2022年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- ・プログレス株式会社は当社代表取締役社長である角井亮一が株式を保有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋元 征紘	他の会社の出身者											
奥谷 孝司	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋元 征紘	○	該当事項はありません。	秋元征紘氏は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2017年6月から社外取締役として当社の経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、当社の経営全般の監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
奥谷 孝司	○	該当事項はありません。	奥谷孝司氏は、大手グローバル流通チェーンの商品開発・マーケティング部門において、また、上場会社の専門役員チーフ・オムニチャネル・オフィサーとして、豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2021年6月から社外取締役として当社の経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役による監査は、内部監査と同質化しない限度において内部監査担当と協力して共同監査を行うほか、年度監査計画を相互に聴取するとともに、重要な会議に出席することによって、定期的な情報交換を行っております。
また、内部監査担当、監査役及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有をすることで、連携を図り監査機能の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野田 博文	他の会社の出身者													
芹沢 俊太郎	公認会計士													
黒川 久幸	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野田 博文	○	該当事項はありません。	小野田博文氏は、長年に渡り、物流会社の監査役として培われた専門知識・経験等を有しており、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
芹沢 俊太郎	○	該当事項はありません。	芹沢俊太郎氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
黒川 久幸	○	該当事項はありません。	黒川久幸氏は、物流の専門知識・経験を有しており、高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を含む。)については、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の従業員については、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役及び監査役の報酬等は、社内・社外の別でそれぞれ総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

a. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬等は、中長期的な企業価値向上を図り優秀な人材を確保・維持できるインセンティブとして十分に機能するような報酬制度とし、個人別の報酬等の決定に関しては透明性及び公平性を重視することを基本方針としております。

b. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、基本報酬である固定報酬、非金銭報酬等(株式報酬・ストックオプションを含む。)と業績連動報酬等で構成するものとしております。

固定報酬は、株主総会で承認を得た報酬上限額の範囲内において、各取締役の役割、責任、会社業績等を総合的に勘案して決定し、毎月現金で支払っております。

非金銭報酬等は、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において付与する方針としております。個人別の付与数は、各取締役の役割、責任、会社業績等を総合的に勘案して決定します。また、監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として付与する方針としております。

業績連動報酬等(社外取締役を除く。)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬として毎年一定の時期に支給する方針としております。目標となる業績指標とその値は、環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとしております。

固定報酬、非金銭報酬等と業績連動報酬等の割合については、健全なインセンティブとして機能するよう、経営環境、経営状況等を考慮しながら

ら、支給の都度適切な割合を決定する方針であります。

ロ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2020年11月24日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と決議されております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)です。

監査役の報酬の額は、2020年11月24日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点での監査役の員数は4名(うち社外監査役は4名)です。

また、上記の報酬額とは別枠にて、2022年6月29日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を含む)及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役につき年額50百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)、監査役につき年額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は2名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役は3名)です。

ハ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長角井亮一に取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。

これは、代表取締役社長である角井亮一は、当社の筆頭株主(同氏の資産管理会社を含む。)であり、株主の皆様と利害が一致することから、取締役の個人別の報酬額を決定する者として適切であると取締役会が判断したためであります。

取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、株主総会で承認を得た報酬上限額の範囲内において、役割、責任、会社業績等を総合的に勘案して決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員(取締役・監査役)への連絡を含む事務・その他職務の補助については、経営企画室及び経営管理部が行っており、必要に応じて取締役会での議題や資料等について事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役会は、代表取締役社長が議長を務めており、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要議案を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。現在、取締役会は、取締役4名(うち社外取締役2名)により構成されており、原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催しております。

2. 監査役会

監査役会は、常勤監査役が議長を務めており、会計監査人や内部監査部門とも連携して取締役の職務の執行状況等についての監査を行い、取締役又は取締役会に対し監査役会の意見を表明するものとしております。現在、監査役会は、3名全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役です。

3. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長が議長を務めており、常勤取締役、執行役員、常勤監査役等で構成され、原則毎月1回、重要事項に関する情報の共有や協議を行っております。

4. リスクコンプライアンス委員会

リスクコンプライアンス委員会は、代表取締役社長が委員長を務めており、常勤取締役、執行役員、常勤監査役、内部監査責任者等で構成され、経営に関するリスクやコンプライアンスについての重要事項を協議しております。なお、委員会の開催は、原則四半期に1回としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

社外役員は他の会社の役員経験者、公認会計士の5名であり、各自が豊富な実務経験と専門的知識を有しております。さらに監査役全員を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っております。これらのことから、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、集中日を回避した日程を設定するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会・決算説明会の積極的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後の決算説明会の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社IRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンスを遵守した健全かつ公正な企業活動を行い、ステークホルダーや社会から信頼される企業として、役職員の一人ひとりが守るべき基準をCSR(企業の社会的責任)の基本方針として制定しております。 1. お客様第一主義 私たちは、お客様第一主義に基づき、お客様の立場で物事を考え、その先のお客様に満足して頂けるサービスを提供し続けます。 2. コンプライアンスの遵守 私たちは、関係法令、その他社会的規範、定款及び社内規程等を遵守し、コンプライアンスを優先した行動をします。 3. 健全かつ公正な企業活動 私たちは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を示すとともに取引先との良好な関係を築き、健全かつ公正な取引および企業活動を行います。 4. 働きやすい環境づくり 私たちは、労働関係法を遵守するとともに、役職員の人権や多様性(人種、国籍、宗教、性別、年齢、病気、家族構成等)を尊重し、働きやすく能力を発揮できる環境をつくります。 5. 透明度の高い経営 私たちは、財務・会計内容を公正・適正な記録し、積極的な情報開示を行うことで、透明度の高い経営を行います。 6. 社会から信頼される企業 私たちは、コンプライアンス遵守や公正な企業活動等を行うことで、企業の社会的責任を果し、社会から信頼される企業となります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、会社ホームページ及び適宜開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人が、法令、定款及び規程を遵守し、倫理観、法令遵守、社会的責任及び社会貢献を徹底するため、業務遂行上の行動規範を定める。
 - (2) 当社は、コンプライアンス管理体制を構築する部門を設置し、必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、法令等の遵守について役職員に周知する。
 - (3) 当社の内部監査部門は、法令等の遵守状況に留意した内部監査を行う。
 - (4) 当社は、法令等の遵守に反する行為等について、内部通報を利用できる体制を整備し、内部通報制度運用規程を定める。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役会規程及び文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報は、これらに従い文書(電磁的媒体を含む)に記録し、必要に応じて閲覧できるように保管する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、代表取締役をリスク管理責任者とする。リスク管理体制を構築する事務局を設置し、定期的なリスクの洗い出しを行い対策を検討する。必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、リスク管理について役職員に周知する。
 - (2) 当社の内部監査部門は、リスク管理に留意した内部監査を行う。
 - (3) 当社の監査役は、会社のリスク管理に問題があると認められる場合は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限を明確にする。
 - (2) 当社は、取締役会を毎月1回開催する他、経営の重要事項に関する取締役の情報共有及び協議を行うため、常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員を構成員とする経営会議を毎月1回開催する。
- 監査役を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人(以下、「監査役補助者」という)を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で、合理的な範囲で監査役補助者を任命する。監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って業務を行う。
 - (2) 監査役補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査役会の同意を得た上で決定する。
- 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (1) 当社は、取締役会の他、経営上の重要事項については経営会議にて協議及び報告することとし、常勤監査役は当該会議に出席して情報の収

集にあたり、その内容を把握する。

(2) 当社の監査役は、内部監査の実施状況の報告を内部監査人より受けることとする。また、役職員からの内部通報の内容について担当部門より報告を受ける他、直接内部通報を受けられる体制を整備する。

7 報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

(1) 当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報制度運用規程により禁止する。

8 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社の監査役は、職務の執行に必要な費用について当社に請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査役は、監査役会を月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催する。

(2) 当社は、監査役会が決定した監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査計画を尊重し、監査役監査の実施と環境の整備に協力する。

(3) 当社の監査役は、内部監査人及び会計監査人と定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等を行う。

(4) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請等を行う。

10 反社会的勢力排除を確保するための体制

(1) 当社は、反社会的勢力との関係を排除することを目的として、反社会的勢力排除・対応規程を定め、これに基づき行動する。

11 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムの整備、運用及び評価を継続的に行い、不備に対する是正処置を講ずる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力によりステークホルダーが被害を受けることを未然に防止する観点から、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で挑むとともに、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。具体的には経営管理部を中心として取引先への新聞記事検索サービスを使った反社チェックや、反社会的勢力排除・対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルの制定・運用を行うなど反社会的勢力との関係遮断に向けた組織態勢を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

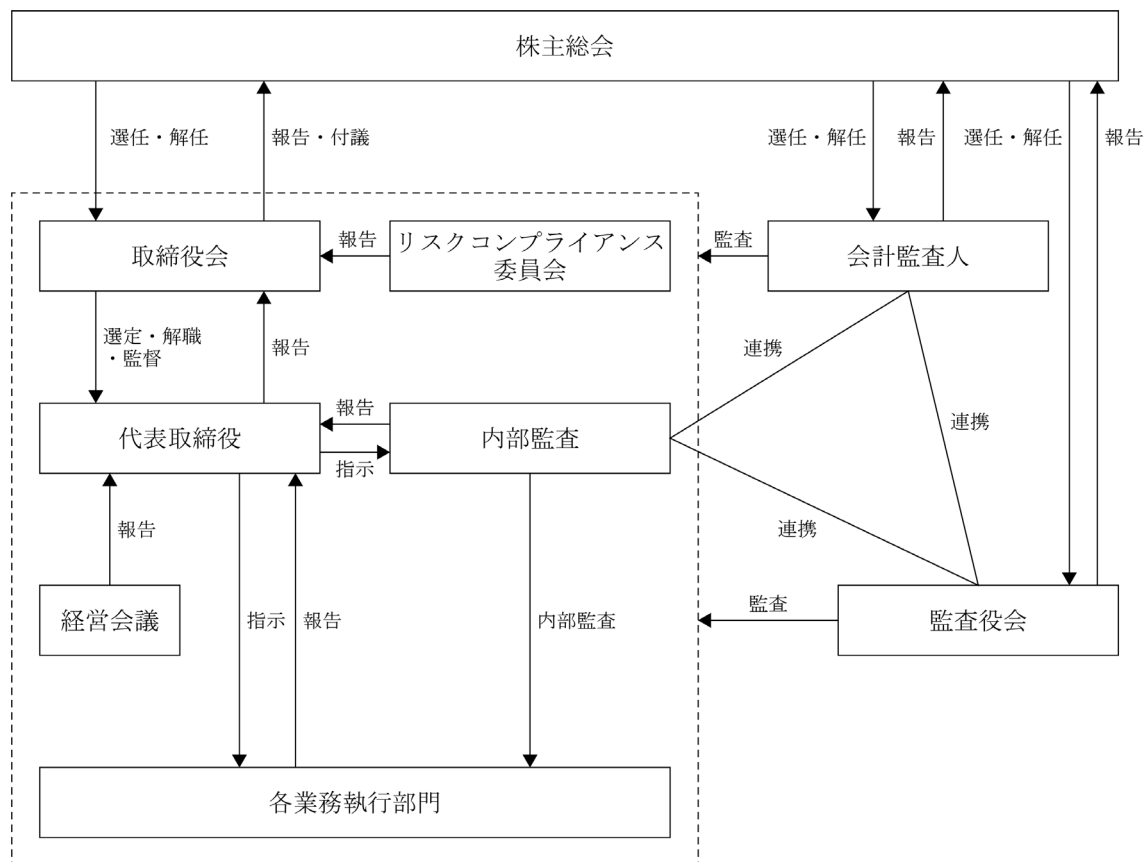
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時適切な情報開示及び説明責任を果たすことは経営の透明性、公正性を高める上で非常に重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの観点からも重要であると認識しております。そのため、株主等の理解を促進させる会社情報については、その開示を積極的に行っていくとともに、社員に対する周知・啓蒙についても積極的に行ってまいります。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>

